



## 民事訴訟記録を永久保存に！

### 第4回 オウム真理教の破産記録の保存について

オウム真理教犯罪被害者支援機構副理事長・会員 中村 裕二 (39期)

#### オウム真理教の暴走

オウム真理教は麻原彰晃（本名、松本智津夫）を教祖として設立され、1989年8月、東京都が宗教法人として認証した。オウム真理教は、設立当初から、入信した青少年が自宅に帰らなくなる、未成年者の信者を親とも面会させないなどの問題を起こしていた。88年9月には信者の死亡事件、翌89年2月にはこの事件を隠ぺいするために男性信者殺害事件を起こした。同年11月4日未明、オウム真理教の違法をいち早く指摘していた坂本堤弁護士の本宅に教団幹部らが侵入し、坂本堤弁護士、妻都子さん、長男龍彦ちゃん（1歳）の一家3人を殺害した。94年2月、日黒公証役場事務長を拉致監禁して殺害し、同年6月に松本サリン事件を、95年3月20日について死者13人、負傷者6千人以上という歴史上空前の大規模テロ事件、地下鉄サリン事件を引き起こした。

地下鉄サリン事件発生後、私は同事件の被害者・遺族の代理人としてオウム真理教に対する、民事保全手続、民事提訴手続、破産申立手続に、また、被害者参加代理人として刑事裁判にも関わった。

#### オウム真理教の破産記録が特別保存に指定されるまで

地下鉄サリン事件被害者らは、1995年12月、オウム真理教に対する破産を東京地裁に申し立てた。東京地裁は、翌96年3月、破産決定を下し、元日弁連会長の阿部三郎弁護士を破産管財人として選任した。

阿部管財人は、精力的に破産業務を遂行し、オウム真理教事件の人身被害者の損害賠償請求債権38億円を確定し、2008年12月までの間に4回の配当を実施して、およそ40%の被害回復を実現した。また、オウム真理教の後継団体に対し、残りの60%に相当するおよそ22億円の賠償債務を引き受けさせ、2009年3月、破産手続の結了を迎えるにあたり、オウム真理教犯罪被害者支援機構がこの債権を譲り受けた。

支援機構は、後継団体に対し、2012年3月、賠償義務の履行を求めて、東京簡裁に調停を申し立てたが、不調に終わったため、2018年2月、東京地裁に民事提訴を行った。この裁判の中で、後継団体が支援機構に対して様々な求釈明を行ってきたことから、支援機構は、オウム真理教の破産事件の記録を閲覧して釈明することにした。

破産記録の保存期間は通常5年間であるが、幸いにも、オウム真理教の破産事件の膨大な量の記録はすべて保存されていた。そこで支援機構は阿部管財人の仕事ぶりを詳細に知る機会を得た。

阿部管財人や常置代理人らは、テロ組織であるオウム真理教に怯むことなく誠心誠意真剣に闘い、様々な工夫と果敢な執行により、被害回復を実現しようと奮闘していた。私は、オウム真理教の破産記録は、その刑事事件記録と共に、破壊的カルト集団の実態解明のために必要な資料であり、オウム真理教がなぜ暴走して無差別テロ事件まで引き起こしたのか、なぜ国や行政が悲惨なテロ事件が起こる前にオウム真理教の暴走を止めることができなかったのか、それらを調査・研究する上でも極めて貴重な資料となると実感した。

オウム真理教の破産記録が5年間で廃棄されなかったのは、裁判所側の配慮だったのかもしれない。しかし、それでは、将来、いつ廃棄されるかわからない。

支援機構は、2017年12月、東京地裁に対して、事件記録等保存規程9条2項に基づき、オウム真理教の破産事件記録を特別保存するよう要望書を提出したところ、東京地裁がこれを特別保存の対象に指定した。

歴史に残したい民事裁判記録の本年度の募集が始まっています。東京弁護士会会員サイト（下記URL）をみて、どうぞご応募下さい。

[https://www.toben.or.jp/members/iinkai/2kouhizon/news/post\\_2.html](https://www.toben.or.jp/members/iinkai/2kouhizon/news/post_2.html)

\*問い合わせ先：司法調査課 TEL 03-3581-2207